

第1章 中国の海洋安全保障政策カントリー・プロフィール

土屋 貴裕

1. 海洋法の解釈

(1) 領海（および群島水域）における無害通航権についての考え方

1996年5月15日、中国は国連海洋法条約（United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS）に批准、パラセル（西沙）諸島に対して領海基線を設定¹。また、2012年9月10日、尖閣諸島に対して領海基線を設定した²。UNCLOSでは、外国軍艦の無害通航が認められているが、中国は1992年2月に制定した「中華人民共和国領海および隣接区法」（後述）で外国の船舶が領海を無害通航する際には、外国商船に対して事前通知、外国軍艦に対しては許可・同意が必要と規定している（同法第6条）。

他方、2014年9月4日、米国領海内（アラスカ沖・ベーリング海、アリューシャン諸島から約6海里）を、中国海軍艦艇5隻が通過。また、2015年12月26日には、中国の情報収集艦1隻が千葉県房総半島沖に接近。中国国防부는、同月31日の定例記者会見で「中国人民解放軍海軍の艦艇が他国の領海以外の区域において正常に航行することは、国際法および国際的な実際の行動に合致する。中国側は関係する沿岸国が国際法に基づき享受している権利を尊重しており、関係各国も中国側が関係海域で国際法に基づき享受する航行の自由の権利を尊重するよう希望する」と発言した³。

米国の「航行の自由」作戦に対しては、2015年10月9日、中国外交部定例記者会見における華春瑩報道官の発言に見られるように、「いかなる国も航行と飛行の自由の擁護を名目に、南沙諸島における中国の領海・領空を侵犯することは絶対に許さない」との立場をとっている⁴。

2015年10月27日、米国が南シナ海において海軍駆逐艦「ラッセン」（USS Lassen）による「航行の自由」作戦が行われたが、これに対し、同日の中国外交部記者会見で陸慷報道官は、「中国政府の許可を受けない、不当侵入だ」、「南沙諸島のサンゴ礁周辺海域における米艦船の行動は中国の主権と安全を脅かし、地域の平和と安定を損なう」ものであり、「強烈的な不満と断固たる反対」等と発言⁵。中国は海軍艦艇のミサイル駆逐艦「蘭州」と巡視艦「台州」による監視・追尾・警告を実施、中国の「領海および隣接区法」に基づき、軍艦艇に対する無害通航の許可を得るよう要求した。

中国は従来スプラトリー（南沙）諸島そのものに主権が及ぶとしており、人工島についても「安全」のみならず、中国の「主権」が及ぶ範囲とみなしているものと解釈可能であ

る。しかし、中国が埋め立てを行い人工島となっているスービ（渚碧）礁は元々「低潮高地」であり、領有権や領海（12海里規定）、「排他的経済水域」（Exclusive Economic Zone: EEZ）の宣言を主張できない（UNCLOS 第13条）。

また、2016年1月30日には、パラセル諸島のトリトン（中建）島の12海里内に米海軍ミサイル駆逐艦「カーティス・ウィルバー」（USS Curtis Wilbur）が3時間にわたり無害通航を実施。同日、中国国防部の楊宇軍報道官は「米軍艦が許可なく侵入」したのは「故意の挑発」であるとして、「島嶼部隊と海軍が監視や警告」等の措置を実施したとの談話を発表した⁶。

（2）EEZにおける航行権および上空飛行についての考え方

中国は、自国の海岸から200海里のEEZについて、外国の航空機は上空飛行、通信の自由を享受できるが、「中国の関係法規を遵守しなければならない」（「中華人民共和国領海法」第8条、第13条）と規定し、安全保障上の権利義務を重視している。

2015年5月19日、海南島東方約210kmの南シナ海（中国のEEZ内）で監視活動に当たっていた米海軍「P-8」対潜哨戒機に対して中国空軍の「J-11」戦闘機が約6mに迫る異常接近を行い、「軍事警戒区域に接近」したとして監視活動の中止を要求した。中国は、「軍事警戒区域に接近」した航空機に対しては「追尾・駆逐可能」（「中華人民共和国領海法」第14条）と規定している。

他方で、2012年12月13日、国家海洋局所属の航空機「Y-12」が、日本の領空を侵犯。2015年9月、山東半島の東約130kmの黄海の公海上の空域において、米軍の「RC-135」偵察機に中国海軍「SH-7」が約150mに迫る異常接近を行っている。

また、2013年11月23日には、「東海防空識別区」を設定⁷。区域内を飛行する全ての航空機に対して事前に飛行計画の提出を要求、従わない場合は「防御的な緊急措置をとる」と規定した。これは、領空侵入を目的としない航空機をも識別するなど、日本をはじめとする他国の防空識別圏（Air Defense Identification Zone: ADIZ）とは異なる運用規定である。実際、2014年5月24日には、「東海防空識別区」内を飛行していた航空自衛隊の観測機「OP-3C」と電子測定機「YS-11EB」に対して中国軍の戦闘機「Su-27」が約30mから50mに迫る異常接近を行っている。

なお、中国政府が公表した「東海防空識別区」の地図では、尖閣諸島周辺に中国の領海基線が引かれている。新華社が「軍事専門家」の肩書きで空軍指揮学院政治工作系教員の柴立丹に行ったインタビューによれば、「釣魚島上空は領空」であり、「釣魚島と付属の島は中国の固有の領土で、釣魚島上空の空域は中国の領空である。したがって、日本が釣魚

島上空に“防空識別区”を設けるのは不法である」との見解を示している⁸。

(3) 国際海峡における通過通航権についての考え方

中国の海軍艦艇が西太平洋上における演習や遠洋航海を行う際、日本近海の国際海峡を通過する必要があるが、近年海峡の通過通航経路を多様化させている。

2016年6月15日、中国人民解放軍海軍のドンディアオ（東調）級情報収集艦1隻が鹿児島県口永良部島西側の日本領海に侵入。中国国防部は、「トカラ海峡は国際航行に使用する領海海峡、中国軍艦の当該海峡通過は『航行の自由原則』に基づいたもの」と説明し、国際法上、「領海内への無害通航」ではなく、「国際海峡の通過通航権」を理由にした通過通航を主張⁹。

2016年10月18日、北海艦隊所属の艦艇編隊（ジャンカイ<江凱>Ⅱ級054A型ミサイル護衛艦「塩城」および「大慶」、フチ<福池>級903型総合補給艦「太湖」）が、ニュージーランド（11月16-21日）、米国（12月6-9日）、カナダ訪問（12月15-19日）に向け出航¹⁰。同月20日、東シナ海から鹿児島県沖の大隅海峡を通航して西太平洋へ。2017年1月5日、津軽海峡を青森県沖の西太平洋から西進して通過。同月10日、日本海を南下、長崎県沖の対馬海峡を東シナ海へ向けて通航。

2016年12月25日、空母「遼寧」編隊が沖縄県沖の宮古海峡を西太平洋に向けて通過。

2. 海洋安全保障政策

(1) 海洋安全保障に関する国内法・政策

中国は近接する海域473万平方キロメートルを「藍色国土」あるいは「海洋国土」と称し、「海洋権益の擁護」を掲げ、国内の海洋関連法律法規および声明・文書を発出し、同海域における主権主張を強化している¹¹。また、国内法律法規により、国際的な法規範と異なる行動や独自の解釈を行っている¹²。

(a) 国内の主な海洋関連法律法規および声明・文書

- ・「領海に関する中華人民共和国政府声明」（1958年9月4日）
- ・「中華人民共和国外交部声明」（1971年12月30日）
- ・「領海および接続水域法」（1992年2月25日）¹³
- ・「排他的経済水域および大陸棚法」（1998年6月26日）
- ・「海域使用管理法」（2001年10月27日批准、2002年1月1日施行）
- ・「物権法」（2007年3月16日批准、2007年10月1日施行）

- ・「海島保護法」(2009年12月26日)
- ・「釣魚島およびその付属島嶼の領海基線に関する中華人民共和国政府声明」(2012年9月10日)
- ・「中華人民共和国外交部声明」(2012年9月10日)
- ・政府白書『釣魚島は中国固有の領土である』(2012年9月25日)
- ・「南シナ海における領有権と海洋権益に関する中華人民共和国政府の声明」(2016年7月12日)
- ・政府白書『中国は南シナ海における中国とフィリピンの紛争の話し合いによる解決を堅持する』(2016年7月13日)
- ・中国人民最高法院、領海やEEZ、大陸棚を中国の国内法が適用される「管轄海域」と規定、他国船の取り締まりを「合法」であるとする解釈規定を公布・施行(2016年8月2日)

(b) その他関連法律・法規

- ・「海洋環境保護法」(2000年4月1日)
- ・「海域使用管理法」(2002年1月1日)
- ・「無人島の保護と利用に関する管理規定」(2003年7月1日)
- ・「海南省沿海国境警備治安管理条例」(2012年11月27日改正)

(c) 南シナ海における「9段線」

中国は、南シナ海における「9段線」について、UNCLOS 採択以前の「1948年から主張」しており、「同海域に議論の余地のない主権を有し、管轄権を持つ」としている。また、南沙諸島には、「国連海洋法条約に基づいて、中国の国内法で領海および排他的経済水域、大陸棚を有すると規定している」と主張しており、9段線内の島々に主権が及ぶかのような言行がみられる。なお、UNCLOS では12海里の領海線についてのみ規定されている。ただし、南シナ海については、西沙諸島を除いて、まだ領海基線を画定していない¹⁴。

2016年7月12日の仲裁裁判の裁定直後に発表された「南シナ海における領有権と海洋権益に関する中華人民共和国政府の声明」でも、中国は南シナ海諸島(東沙・西沙・中沙・南沙諸島)に対する主権と歴史的権利を有し、南シナ海の諸島は内水、領海、接続水域を有するとともにEEZと大陸棚を有する、との主張が繰り返されている。

(d) 習近平政権下の海洋安全保障政策

習近平政権発足前の2012年9月、中央海洋権益工作領導小組が創設¹⁵。2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会における胡錦濤総書記の政治報告では、「海洋資源の開発能力を高め、海洋経済を発展させ、海洋生態環境を保護し、断固として国家海洋権益を守り、海洋強国を建設すること」が掲げられた¹⁶。

2013年7月30日には、「海洋強国」建設に関する中国共産党中央政治局第8回集団学習を開催。学習を主宰した習近平総書記は、中国が大陸国家であるとともに海洋国家であるとの認識を示し、「海洋強国の建設は中国の特色ある社会主義事業の重要な部分」であり、「海洋強国建設の推進で新たな成果を収めなければならない」と述べた上で、「海洋権益を守る能力を高め、自国の海洋権益を断固守る」ことを強調した¹⁷。

(2) 個別問題への対処：南シナ海における漁業規制

1999年以降、毎年5月16日～8月1日の期間、北緯12度以北からトンキン湾を含む中越海上境界線までの南シナ海で、海洋資源保護を理由に中国は漁業活動や漁業禁止令を发出。同海域にはベトナムのEEZが含まれている。

(3) 交渉・国際裁判での紛争処理例

これまで、中国はUNCLOSに基づく法的措置の経験はない。2013年1月、フィリピンがUNCLOSの紛争解決手続きを申し立てたが、中国は「フィリピンが南シナ海行動宣言(Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea: DOC)に反して一方的に仲裁に付託」したものとして、常設仲裁裁判所への出廷・参加を拒否している。

2014年12月7日には、中国外交部が管轄権に関するポジションペーパー「フィリピン共和国が付託した南シナ海仲裁事案の管轄権問題に関する中華人民共和国政府の立場についての説明書」を公表¹⁸。フィリピンによる常設仲裁裁判所への提訴に対して、中国は常設仲裁裁判所の強制管轄権を認めないという立場を表明した。(南シナ海仲裁への対応は後述参照)

(4) 南シナ海問題に関する方針および南シナ海仲裁裁定への反応

(a) 歴史的経緯

- ・1956年、パラセル諸島の東半分を占拠。
- ・1974年、南ベトナムと交戦、パラセル諸島の西半分を占拠。
- ・1988年、ベトナムと交戦、ジョンソン南(赤瓜)礁等を占拠。

- ・1995年、フィリピンと交戦、ミスチーフ（美濟）礁を占拠。
- ・1998年、ミスチーフ礁に対する構築物を強化。
- ・2001年、米海軍の「EP-3」と中国海軍の「J-8」が空中衝突。
- ・2009年、海南島南方沖約120kmで米海軍音響観測船「インペッカブル」の航行を妨害。
- ・2012年、フィリピンと対峙、監視船を派遣。中国国家海洋局がスカボロー礁（黄岩島）、パラセル諸島と尖閣諸島の周辺海域を人工衛星や航空機で遠隔監視する「海域動態監視観測管理システム」の範囲内へ組込み。
- ・2013年12月、空母「遼寧」を南シナ海に初めて派遣、各種の訓練実施。同月、海南島付近で、米海軍巡洋艦「カウペンズ」への中国空母艦隊の揚陸艦による異常接近、航行妨害。
- ・2013年8月中旬から、中国海警船編隊が北ルコニア礁（北康暗沙）、南ルコニア礁（南康暗沙）への巡航・監視を継続的に開始¹⁹。
- ・2014年1月、南海艦隊の訓練艦隊、南シナ海を横断、インド洋にて遠洋訓練実施。
- ・2015年10月19-20日、成都にて、2002年の南シナ海行動宣言（DOC）に基づく行動規範（COC）策定に向けた第10回高官協議、第15回合同ワーキンググループ実施。
- ・2016年1月、ファイアリークロス（永暑）礁に造成した飛行場に、中国政府がチャーターした民間航空機2機が離着陸。

(b) 島礁の造成、滑走路等の建設

中国が造成、滑走路等の建設を進めている島礁は、ファイアリークロス礁、ガベン（南薰）礁、ジョンソン南礁は12海里の領海権を有すると判断可能な岩礁であるが、ヒューズ（東門）礁、ミスチーフ礁、スービ礁は埋立て前には満潮時に水没する「低潮高地（暗礁）」であり、本来、UNCLOSに基づく領有権や領海を主張できない。2017年1月現在、南シナ海におけるADIZは未宣言。埋め立てた島礁を基にいかなる権益を主張するかは未だ不明であるが、前掲の「南シナ海における領有権と海洋権益に関する中華人民共和国政府の説明」に基づけば、これらの島礁にも領海、接続水域、及びEEZと大陸棚を有するとの主張を行うものと見られる。

2016年12月13日、米シンクタンクの戦略国際問題研究所（CSIS）によるウェブサイト「アジア海洋透明性イニシアチブ」（AMTI）は、衛星写真から中国が南シナ海に造成した7つの人工島全てにミサイル迎撃システムや防空システム等を配備していることを確認した²⁰。これに対して、中国国防部新聞局は、「主に防御と自衛に利用するものであり、正当

で合法的である。他人が玄関先で武力を誇示しているのにパチンコ1つさえも準備してもいけないのか」等と反論している²¹。

(c) 南シナ海仲裁裁定への対応

- ・裁定に先立ち、中国の立場を支持する国際世論を形成しようと試み、「数十か国以上が中国の立場を公式に支持している」と主張²²。
- ・2016年7月12日、UNCLOS 付属書VIIに基づく仲裁裁判所の裁定に対して、中国政府は「南シナ海における領有権と海洋権益に関する中華人民共和国政府の声明」を発表。同日、習近平国家主席がドナルド・トラスク欧州理事会議長との会談の場で、「中国の南シナ海における領土主権と海洋権益はいかなる状況においても仲裁裁判の影響を受けず、中国は仲裁裁判に基づくいかなる主張や行動も受け入れない」等と発言。中国外交部も「声明」を発表するとともに、陸慷報道官が「比新政権との対話の扉は開いている」等と発言。王毅外交部長は「法律の衣を纏った政治的茶番」等と発言、中国国防部は「仲裁結果にかかわらず軍は主権を断固守る」等と発表。
- ・2016年7月13日、中華人民共和国国務院新聞辦公室が政府白書『中国は南シナ海における中国とフィリピンの紛争の話し合いによる解決を堅持する』を発表、中比二国間で交渉との立場を堅持。8月、ロドリゴ・ドゥテルテ比大統領の特使としてフィデル・ラモス比元大統領が香港を訪問し、傅瑩・全国人民代表大会外事委員会主任委員、呉士存・中国南海研究院院長らと会談し、漁業および観光問題等について議論。

3. 海上警備態勢

(1) 海軍・海上法執行機関

(a) 人民解放軍海軍（隻数は2016年12月末時点）²³

- ・海軍人員数：約235,000人（2013年公表値）²⁴。
- ・予算：海軍のみの予算・決算額は非公開。
- ・北海艦隊（司令部・青島）：航空母艦1隻、攻撃型原子力潜水艦4隻、通常動力潜水艦18隻、駆逐艦8隻、護衛艦（フリゲート）10隻、揚陸・両用戦闘艦2隻、ミサイル哨戒艇18隻、コルベット7隻。
- ・東海艦隊（司令部・寧波）：通常同力型潜水艦19隻、駆逐艦8隻、護衛艦（フリゲート）25隻、揚陸・両用戦闘艦21隻、ミサイル哨戒艇30隻、コルベット11隻。
- ・南海艦隊（司令部・湛江）：攻撃型原子力潜水艦5隻、弾道ミサイル(SLBM)搭載原子

力潜水艦4隻、通常動力型潜水艦20隻、駆逐艦11隻、護衛艦（フリゲート）15隻、揚陸・両用戦闘艦26隻、ミサイル哨戒艇38隻、コルベット12隻。

※2015年12月31日、中国国防部定例記者会見で国産空母の建造を初めて公表²⁵。

※2016年2月、人民解放軍の組織改編により、北海艦隊は北部戦区海軍、東海艦隊は東部戦区海軍、南海艦隊は南部戦区海軍として、各戦区に隷属。

(b) 海上法執行機関（国家海洋局・中国海警局）

- ・ 国家海洋局編成人員数：372人（2013年6月規定値）²⁶。
- ・ 中国海警局編成人員数：16,296人（2013年7月公表値）²⁷。
- ・ 予算²⁸：中国海警局としての予算額等は非公表。
- ・ 「海洋管理事務」費 ……2014年決算額：約84億4,305万元（予算比54.03%増）
2015年決算額：約81億9,604万元（予算比5.96%減）
2016年予算額：約43億6,864万元
- ・ 内「海洋権益維持」費 ……2015年予算額：約6,370万元（決算額は非公表）
2016年予算額：約6,370万元
- ・ 内「海洋法執行・監察」費……2015年予算額：約15億4,008万元（決算額は非公表）
2016年予算額：約12億1,660万元
- ・ 中国の沿岸警備は3つの海区に分けられ、それぞれ総隊を配備。
 - ・ 黄渤海区（遼寧、河北、天津、山東）
 - ・ 東海区（江蘇、上海、浙江、福建）
 - ・ 南海区（広東、広西、海南）
- ・ 沿岸警備船390隻以上、内1千トン級以上の中国海警船は118隻以上（2016年末時点、就役ベース：1万トン級2隻、5千トン級5隻、4千トン級8隻、3千トン級29隻、2千トン級4隻、1千トン級45隻、海監・漁政船24隻以上）。その他、1千トン級以上の海洋調査船13隻²⁹。
- ・ 海上法執行機関の統廃合
 - ・ 1998年3月、国土資源部国家海洋局内に中国海監総隊を設立。
 - ・ 2007年、中国の全領海域で「権益擁護」（原語は「維権」）のための巡航による法執行を実施。
 - ・ 2008年12月、中国海監が魚釣島から12海里の領域に侵入、「権益擁護」のための巡航による法執行活動を実施。
 - ・ 2013年3月14日、第12期全国人民代表大会第1回会議の第4回全体会議におけ

る「国務院機構改革・職能転換案に関する草案」採択により、国家海洋委員会の創設や海洋当局の再編を実施³⁰。

- ・国家海洋委員会…中国共産党中央外事（工作領導小組）辦公室海權局（＝中央海洋權益工作領導小組辦公室³¹、局長：鄧中華・元外交部辺海司司長）が、国家海洋局、外交部、公安部、農業部、人民解放軍等の海洋関連部門と協調して海洋權益に関する事柄を統一して計画するハイレベルの調整機関。国家海洋発展戦略の制定と海洋に関する重大事項を統一的に計画、調整する責任を負う。国家海洋局が具体的な業務を担当。
- ・国家海洋局／中国海警局…国家海洋局、国土資源部国家海洋局（中国海監）、農業部漁業局（中国漁政）、公安部（辺防海警）、海関総署（海上緝私警察）の職責を整理、統合。国家海洋局の下に中国海警局を創設³²。国家海洋局は国土資源部の管理下に置かれ、公安部の業務指導のもと中国海警局名義で海上權益保護法執行を展開³³。
- ・ただし、国家海洋局および中国海警局の権限の所在、上位機関、海軍との関係等は不明瞭³⁴。その他、国内水域の保安を担当する海事局・海巡が存在。

（2）省庁間連携の状況（海洋情勢把握など）

（a）中国の海上法執行機関と人民解放軍との連携

- ・2012年10月19日には、東シナ海で国家海洋局の海監や農業省漁政局の漁政と人民解放軍海軍との海上合同演習「東シナ海協力—2012」を実施。
- ・海南省三沙市では、海上合同法執行訓練を行うだけでなく、2015年7月25日に人民解放軍、海上法執行機関、海上民兵（軍・警・民）からなる合同指揮センター（三沙軍警民聯防指揮中心）をウッディ（永興）島に設置する等、軍と海上法執行機関とが密接に連携しあうことで、中国の「領土主権」、「權益保護」を実施している。

（b）海上民兵

- ・漁業・水産・港湾関係者（海洋・漁業局所属の企業を含む）を中心に構成されており、平時は漁業等に従事し、必要に応じて訓練や演習に動員される。
- ・民兵は、予備役とともに中央軍事委員会国防動員局（および国家国防動員委員会）が所管する中国の武装力の一部として位置づけられており、各地方の人民武装部が組織し、各地方の党委員会および人民解放軍の二重指揮を受ける。

（c）海洋当局間の情報共有

- ・海洋に関する情報は、沿海各省・直轄市・自治区の海洋・気象・保安関係当局間にお

ける共有が進められるとともに、国家海洋局の直属機関である国家海洋情報センター（国家海洋信息中心、<http://www.nmdis.gov.cn/>）に集約されている。

- ・海洋環境や海洋災害に関する予報や警報は、同じく国家海洋局の直属機関である国家海洋環境予報センター（国家海洋環境予報中心、<http://www.nmefc.gov.cn/>）に集約されている。

(d) 海洋情勢把握（中国海事局）

①中国海事局船舶動態監視・コントロールセンター（上海）

- ・沿革：2011年、上海海事局が、近海の船舶動態監視ネットワークを確立するとともに、上海市浦東新区の張江ハイテクパークに船舶動態監視・コントロールセンターの運用準備を開始³⁵。2012年1月、運用開始³⁶。2014年10月、交通運輸部が正式に批准³⁷。2016年2月26日、船舶動態監視・コントロールセンターにて、上海海事局と華為技術有限公司が海事システム共有データベースプロジェクトの建設に合意、署名³⁸。
- ・システム：6つ（搭建集船舶、船員、船舶検査、通航環境、危険貨物、法規等）の静的データベースと、4つ（沿岸と衛星による船舶自動識別システム<AIS>、国際海事通信衛星による船舶長距離識別・追跡システム<LRIT>、リモートセンシング衛星による合成開口レーダー<SAR>、船舶交通サービスシステム<VTS>）の動的データを運用。

②スマート海上監視サービスプラットフォーム（広東）

- ・沿革：2013年、広東海事局が、広東スマート海上監視サービスプラットフォーム（広東智慧海事監管服務平台）の研究開発を開始³⁹。2014年末、オンライン接続。2015年以降、省内各海事局へ展開。2016年6月、広東省中山海事局で全国海事システム「スマート海事」建設現場推進会開催⁴⁰。
- ・システム...ユビキタスネットワーク、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、SOA、「インターネット+」等の新技術と新しい理念を積極的に応用し、AIS、レーダー、CCTV、水文等の感知信号を基に、海事船舶、船員、船舶検査など11のデータベースを構築、運用。

(e) 海洋情勢把握（人民解放軍）

- ・「重要な国家プロジェクト」として、西太平洋における海上戦略早期警戒システムの建設プロジェクト、ハイエンド衛星探査システムの構築、海上基盤早期警戒探査ネットワークの整備と海上・陸上早期警戒能力の向上を計画、推進⁴¹。

(3) 重要海域の警備状況⁴²**(a) 東シナ海における主な行動**

- ・ 常時2隻以上の中国海警船が巡視活動を「常態化」⁴³。2012年9月14日以降、尖閣諸島のうち3島（魚釣島・北小島・南小島）の民法上の所有権を、民間人から国に移したことを理由として、連日接続水域に入域。2013年末以降、中国公船等による尖閣諸島周辺の領海への侵入状況は、3隻体制による月平均3回の領海侵入となっていたが、最近、4隻体制（2016年9月以降）による月平均3回（2016年11月以降）の領海侵入へと増加⁴⁴。
- ・ 2013年の国防白書『中国の軍事力の多様化された運用』で、「民兵が戦備任務に積極的に参加し、辺海防地区の軍・警・民の共同防衛を行う」ことや、「海監・魚政などの法執行部門の連携した仕組みを構築し、軍・警・民の共同防衛を構築、整備すること」に言及⁴⁵。2015年12月29日、福建省福州市で全国初の海上動員辦公室が成立⁴⁶。
- ・ 2016年8月5-9日、中国の漁船および公船が尖閣諸島周辺海域を航行、領海侵入。
- ・ 2016年8月7日、防衛省が6月に東シナ海油田にレーダーおよび監視カメラの設置を確認したことを公表。

(b) 南シナ海における主な行動

- ・ 近年、「三沙海防民兵哨所」による警戒・監視を「常態化」⁴⁷。海軍と海上法執行機関、海上民兵の融合を掲げ、民兵を第一線、海警など海上法執行機関を第二線、軍を第三線として位置づける⁴⁸。
- ・ 2015年9月、スプラトリー諸島のファイアリークロス礁で滑走路が完成。2016年1月2、3、6日、ファイアリークロス礁で中国政府がチャーターした民間航空機による滑走路への離発着試験飛行を実施。7月12日、中国政府が徴用した民間の飛行機「CE-680」によるミスチーフ礁およびスービ礁への検査飛行を実施。
- ・ 2016年7月10日、許如清・交通運輸部海事局局長が「寧波中国航海日フォーラム」の開幕記者会見で、南シナ海のクアテロン（華陽）礁、ジョンソン南礁、スービ礁、ファイアリークロス礁で灯台が完成したと公表。
- ・ 2016年7月18日、スカボロー礁等の島礁付近空域にて、空軍の「H6-K」戦略爆撃機等が哨戒を実施。同19-21日、海南島の南東海域にて、艦艇100隻余り、戦闘機数十機による3艦隊合同の実弾射撃、空中戦闘等を含む軍事演習を実施。8月6日、スカボロー礁等の島礁付近空域にて、空軍の「H6-K」戦略爆撃機、「Su-30」戦闘機、早期警戒機、偵察機、空中給油機などが「戦闘巡航」を実施。
- ・ 2016年9月3日、フィリピン国防部が南シナ海のスカボロー礁に中国海警局の船舶4

隻を含む中国船 10 隻が活動していることを確認、10 月 25 日に中国船が同礁周辺から撤収したことを公表。

4. 他国との関係

(1) 日本との協力の経緯と今後の課題

(a) 日本との協力の経緯

- ・2004 年 10 月、東シナ海をめぐる日中協議再開。(2007 年までに 11 回の公式協議)
- ・2008 年 6 月 18 日、東シナ海問題について原則合意。
- ・日中海空連絡メカニズムについては、日中間で領海・領空に適用するか否かをめぐる見解に相違。中国は領海・領空への適用を主張。高級事務レベル海洋協議は、2012 年 5 月の第 1 回実施以降、一時停止。2014 年の日中首脳会談で交渉再開が決定⁴⁹。その後、2014 年 9 月 (第 2 回)、2015 年 1 月 (第 3 回)、2015 年 12 月 (第 4 回)、2016 年 9 月 (第 5 回)、2016 年 12 月 (第 6 回) に実施。また、2016 年 11 月 25 日には、日中海空連絡メカニズム専門家チーム協議第 6 回会議を東京で開催。

※米中間では、1998 年 1 月 19 日、米国国防省と中国国防部による米中軍事海洋協議で合意 (U.S.-China Military Maritime Consultative Agreement)。

(b) 今後の課題

- ・日中海空連絡メカニズムの早期合意。中国の行動や法解釈、規定などに対応した領海や領海内の国際海峡に対する国内法の整備。
- ・2016 年 6-8 月の環太平洋合同演習 (Rim of the Pacific Exercise) における日本との交流拒否などを踏まえた多国間の枠組みにおける中国との協力、働きかけ強化。
- ・南シナ海をめぐる仲裁裁判の裁定を踏まえた中国および周辺諸国への働きかけ強化。

(2) 第三国との協力関係

(a) 中国・ASEAN 間の海上衝突回避メカニズム構築

- ・2016 年 9 月 7 日、第 19 回中国・ASEAN 首脳会議で「中国と ASEAN 諸国が海上緊急事態に対応するための外交高官ホットラインプラットフォームの指導方針 (ガイドライン)」および「南シナ海における海上衝突回避規範 (CUES) の適用に関する中国と ASEAN 諸国による共同声明」を採択。

(b) 主な軍事交流・訓練など

- ・2013 年 11 月 12-14 日、仮想第三国で災害が起きた場合に人道支援・災害救助 (High Availability/ Disaster Recovery, HA/DR) を行うための机上シミュレーションを中国軍

と米軍が陸地で合同演習を実施。2014年には米国・タイなどと多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」に初参加。2015年1月16-18日には、海南省海口市で中米両軍が人道救援減災合同実兵訓練を実施。

- ・2008年12月から今日まで、アデン湾およびソマリア沖海域に船舶護衛のために海軍艦艇を断続的に派遣⁵⁰。
- ・2015年9月17-22日、マラッカ海峡で、中国海軍とマレーシア海軍が合同軍事演習を実施。海軍艦艇による友好訪問や軍高官の往来、合同軍事演習等、第三国との協力関係構築のために積極的な軍事外交を展開。
- ・2016年1月17-21日、中国海軍の海賊対策第21次船舶護衛編隊がスリランカ・コロンボを友好訪問。コロンボの外港でスリランカ海軍と海上合同訓練を実施。
- ・2016年2月9日、中国海軍第21次船舶護衛編隊がインドの第2回国際海上観艦式への参加後、ビジャカパトナム沖でインドの空母「ビラート」や駆逐艦「コルカタ」をはじめとする17隻の艦艇および米英等8か国10隻の海軍艦艇と合同航行演習を実施。
- ・2016年9月12-19日、南シナ海（広東省湛江周辺海域）にて中ロ海軍による合同軍事演習「海上連携2016」にて錨地防御課目、海上合同作戦演習、合同防空・対潜科目訓練、島嶼奪取訓練などを実施。
- ・2016年11月15-21日、中国とパキスタンの海軍が合同海上軍事訓練をパキスタン・カラチ周辺海域で実施。主砲による射撃、ヘリコプターの相互着艦、編隊運動等10項目の訓練科目を実施。

(c) 主な海上法執行機関の交流・訓練など

- ・2011年から、メコン川流域で、中国・ラオス・ミャンマー・タイの4か国による合同パトロールを実施するなど、法執行にかかる国際協力を実施⁵¹。
- ・2016年6月13-17日、中国海警船「海警21115」が韓国を訪問。韓国海洋警備安全本部および済州海洋警備安全署と交流。中国海警船が海外を訪問・交流したのは初。
- ・2016年9月27日、広東省海事局で中国・ASEAN海上合同捜索救助の机上演習を実施。中国とASEAN諸国の捜索救助機関の代表が机上演習に参加。
- ・2016年11月10-12日、中国海警船「海警46305」がベトナム・ハイフォン市を友好訪問。中国海警船がベトナムを訪問したのは初。
- ・2016年12月15-16日、フィリピン・マニラにて、中比海上警察海上協力合同委員会の第1回準備会議を開催。

—注—

- ¹ 「中華人民共和国政府關於中華人民共和國領海基線的聲明」中華人民共和國國務院法制辦公室ホームページ、1996年5月15日。<<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/fgxwj/199605/19960500276656.shtml>>なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2017年1月15日である。
- ² 「中国政府就釣魚島及其附屬島嶼領海基線發表聲明」新華網、2012年9月10日。<http://news.xinhuanet.com/politics/2012-09/10/c_113025365.htm>
- ³ 「12月国防部例行記者會文字實錄」中華人民共和國国防部ホームページ、2015年12月31日。<http://news.mod.gov.cn/headlines/2015-12/31/content_4634699_4.htm>
- ⁴ 「2015年10月9日外交部發言人華春瑩主持例行記者會」中華人民共和國外交部ホームページ、2015年10月9日。<http://www.fmprc.gov.cn/web/fyrbt_673021/jzhsl_673025/t1304598.shtml>
- ⁵ 「2015年10月27日外交部發言人陸慷主持例行記者會」中華人民共和國外交部ホームページ、2015年10月27日。<http://www.fmprc.gov.cn/web/fyrbt_673021/jzhsl_673025/t1309512.shtml>
- ⁶ 「国防部新聞發言人楊宇軍就美國軍艦擅自進入我西沙領海發表談話」中華人民共和國国防部ホームページ、2016年1月30日。<http://www.mod.gov.cn/affair/2016-01/30/content_4638282.htm>
- ⁷ 王鵬、繆新萍、張芹編著『管窺防空識別區』（北京：軍事科學出版社、2014年）、94-97頁。
- ⁸ 王經國、李宜良「防空識別區并非領空的延伸」新華網、2013年11月26日。<http://news.xinhuanet.com/mil/2013-11/26/c_125765844.htm>
- ⁹ 中華人民共和國国防部網「6月15日国防部新聞局答記者問」\2016年6月15日。<http://www.mod.gov.cn/info/2016-06/15/content_4675471.htm>
- ¹⁰ ニュージーランドでは拡大 ASEAN 国防相會議（ADMM プラス）の演習「海上の安全」及び NZ 海軍創設 75 周年國際艦隊觀閲行事に参加。
- ¹¹ 「中国的国土與資源」新華網、2003年1月19日。<http://news.xinhuanet.com/ziliao/2003-01/19/content_696029.htm>、および「473 万平方公裏的“藍色国土”同樣需要關注」新華網、2012年7月30日。<http://news.xinhuanet.com/politics/2012-07/30/c_123488012.htm>
- ¹² 中国の領海、排他的經濟水域などにかかる認識については、「長江口佘山島——領海基点 海運要道」『解放軍報』\2010年10月19日、「中国決定提交東海外大陸架画界案」『新京報』\2012年9月17日、および『管窺防空識別區』、39頁などを参照。
- ¹³ 「中華人民共和國領海及毗連區法」『人民日報』、1992年2月26日。同法では、中国の領土として「台湾及び釣魚島（原文ママ）を含むその付屬する各島」、「東沙、西沙、中沙、南沙諸島」（第2条）を含み、中国領海内における外国商船の無害通航に対する通知、軍艦艇に対する許可（批准）を要求している（第6条）。
- ¹⁴ 李国強「中国的南海訴求究竟是什麼」『國際先驅導報』\2012年3月9-15日、32頁、および軍敏「中国根拠南海断続線享有的權利」『中国党政干部論壇』2014年第7期（北京：中国共產党中央党校、2014年7月）、77-78頁、および国家海洋局海洋發展戰略研究所課題組編著『中国海洋發展報告（2015）』（北京：海洋出版社、2015年）、357頁参照。
- ¹⁵ 彭美、師小涵、邢丹「中国海警局亮劍 中国海警局誕生 終結“五竜治海”」『人民文摘』（北京：人民日報出版社、2013年9月）、22-23頁。
- ¹⁶ 「堅定不移沿着中国特色社会主義道路前進 為全面建成小康社会而奮闘」『人民日報』\2012年11月9日。
- ¹⁷ 「習近平：進一步關心海洋認識海洋經略海洋 推動海洋強國建設不斷取得新成就」新華網、2013年7月31日、http://news.xinhuanet.com/politics/2013-07/31/c_116762285.htm。
- ¹⁸ 「中華人民共和國政府關於菲律賓共和國所提南海仲裁案管轄權問題的立場文件」新華網、2014年12月7日。<http://news.xinhuanet.com/world/2014-12/07/c_1113547390.htm>
- ¹⁹ 「深化改革 奮發有為 推動海洋強國建設不斷取得新成就」『中国海洋報』\2014年1月17日。
- ²⁰ "China's New Spratly Island Defenses," Asia Maritime Transparency Initiative, 13 December, 2016. <<https://amti.csis.org/chinas-new-spratly-island-defenses/>>
- ²¹ 「国防部：中国在南沙部署必要防禦設施正当合法」中華人民共和國国防部ホームページ、2016年12月15日。<http://www.mod.gov.cn/info/2016-12/15/content_4766858.htm>
- ²² 中華人民共和國外交部網「2016年6月14日外交部發言人陸慷主持例行記者會」\2016年6月14日。<<http://www.mfa.gov.cn/nanhai/chn/fyrbt/t1372056.htm>>
- ²³ Office of Naval Intelligence, "The PLA Navy: New Capabilities and Missions for the 21st Century," 11 April, 2015.

- <http://www.oni.navy.mil/Portals/12/Intel%20agencies/China_Media/2015_PLA_NAVY_PUB_Print.pdf?ver=2015-12-02-081247-687>、および各種公開情報を基に筆者推計。
- 24 中華人民共和国国務院新聞辦公室編『中国武装力量的多樣化運用』（北京：中華人民共和国国務院新聞辦公室、2013年）。<http://www.gov.cn/jrzg/2013-04/16/content_2379013.htm>
- 25 「12月国防部例行記者會文字實錄」中華人民共和国国防部ホームページ、2015年12月31日。
<http://news.mod.gov.cn/headlines/2015-12/31/content_4634699_4.htm>
- 26 国務院辦公厅「国家海洋局主要職責内設機構和人員編制規定」中華人民共和国中央人民政府ホームページ、2013年6月9日。<http://www.gov.cn/zwgk/2013-07/09/content_2443023.htm>
- 27 「国家海洋局設3箇海警分局負責海上維權執法 編制16296名」人民網、2013年7月9日。
<<http://politics.people.com.cn/n/2013/0709/c1001-22131129.html>>
- 28 「国家海洋局2015年部門預算」国家海洋局ホームページ、2015年4月17日、
<http://www.soa.gov.cn/zwgk/gkndbg/201504/t20150417_36857.html>、および「国家海洋局2016年部門預算」国家海洋局ホームページ、2015年4月15日。
<http://www.soa.gov.cn/zwgk/gkndbg/201604/t20160415_50972.html>
- 29 各種公開情報を基に筆者推計。なお近年、中国海警船の一部が海洋調査船や海南省三沙市の総合執法船等に改修、変更される事例もみられる。
- 30 「(两会授權發布) 国務院機構改革和職能轉變方案」新華網、2013年3月14日、
http://news.xinhuanet.com/2013lh/2013-03/14/c_115030825_3.htm。
- 31 「我国已成立中央海權辦公室」『烟台晚報』2013年3月3日。
- 32 中国海警局が海上權益擁護・法執行を担当、国土資源部による管理、公安部による業務指導を受ける。国家海洋局海洋發展戰略研究所課題組編著『中国海洋發展報告(2014)』（北京：海洋出版社、2014年）、84-87頁。
- 33 「国務院辦公厅關於印發国家海洋局 主要職責内設機構和人員編制規定的通知」中華人民共和国中央人民政府、2013年7月9日。<http://www.gov.cn/zwgk/2013-07/09/content_2443023.htm、および「《国家海洋局主要職責内設機構和人員編制規定》公布」新華網、2013年7月9日、
http://news.xinhuanet.com/politics/2013-07/09/c_116466692.htm。
- 34 防衛省防衛研究所編『中国安全保障レポート2013』（防衛省防衛研究所、2014年）、12頁。
- 35 「中国已經建成全球最大的近海船舶監視網絡」環球網、2011年6月10日、
<<http://mil.huanqiu.com/china/2011-06/1749593.html>>、および「交通運輸部陳愛平常務副局長蒞臨中国海事局船舶動態監控中心指導工作」中華人民共和国上海海事局ホームページ、2011年11月10日。
<<http://www.shmsa.gov.cn/NewsContent.aspx?CatalogId=f608c0da-d233-45d3-8de1-949b2be13045&ContentId=e8472943-fc33-4c92-930c-d8d10bb52448>>
- 36 曹磊、周正宝「中国船舶動態監控中心落戶上海」東方網、2012年1月18日。
<<http://sh.eastday.com/qtmt/20120118/u1a955740.html>>
- 37 交通運輸部人事教育司「交通運輸部關於設立中華人民共和国上海海事局船舶動態監控中心等機構的批復」交人教函〔2014〕826号、2014年10月6日。
<http://zizhan.mot.gov.cn/zfxxgk/bnssj/rslds/201412/t20141230_1752879.html>
- 38 「上海海事局与華為技術有限公司簽署海事大数拠建設協議」中華人民共和国上海海事局ホームページ、2016年2月29日。
<<http://www.shmsa.gov.cn/NewsContent.aspx?CatalogId=bff573ab-069c-4ab2-b49b-07ca9297015c&ContentId=4f688d26-a681-468b-89a7-89abcc3b265a>>
- 39 「水上交通 用上“最强大腦”(走轉改·一線調查)」『人民日報』2016年6月6日。
- 40 「中国海事系統今起推行智能化海事監管服務新模式」中国新聞網、2016年6月7日。
<<http://www.chinanews.com/gn/2016/06-07/7897068.shtml>>
- 41 黄河清「应对海上重大安全威脅，加速构建我国海上戰略預警体系」中国国防報編集部編『中国国防報：軍事特刊』（北京：中国国防報社、2014年12月2日）。
<http://www.81.cn/dblj/2014-12/03/content_6253561.htm>
- 42 「国務院辦公厅關於印發国家海洋局主要職責内設機構和人員編制規定的通知」(国辦發〔2013〕52号) 中華人民共和国中央人民政府網、2013年7月9日、
<http://www.gov.cn/zwgk/2013-07/09/content_2443023.htm>、『中国海洋發展報告(2014)』、94-101頁、および『中国海洋發展報告(2015)』、88-89頁。
- 43 詳しくは「尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向と我が国の対処」海上保安庁ホームページ参照。<<http://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html>>

- ⁴⁴ 「尖閣諸島周辺海域における中国公船等の動向と我が国の対処」海上保安庁ホームページ、2017年1月15日閲覧。<<http://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html>>
- ⁴⁵ 「中国武装力量的多様化運用」『人民日報』2013年4月17日。
- ⁴⁶ 曾建兵「福州市海上動員辦公室昨日正式成立 為全國首箇」福州新聞網、2015年12月30日。<<http://news.fznews.com.cn/fuzhou/20151230/56831893ca916.shtml>>
- ⁴⁷ 「三沙民兵瞪大眼睛巡南海」『中国国防報』2016年1月27日。
- ⁴⁸ たとえば、「三沙市推動軍警民連防機制 構建三線海上維權格局」中国新聞網、2014年11月21日などを参照。<<http://mil.chinanews.com/gn/2014/11-21/6803776.shtml>>
- ⁴⁹ 「2015年1月13日外交部發言人洪磊主持例行記者會」中華人民共和國外交部ホームページ、2015年1月13日。<http://www.fmprc.gov.cn/web/fyrbt_673021/jzhsl_673025/t1227817.shtml>
- ⁵⁰ 同上、377-381頁。
- ⁵¹ その他、近年の海上法執行活動にかかる国際協力については『中国海洋發展報告（2014）』、101-103頁、および『中国海洋發展報告（2015）』、93頁参照。